車椅子の人も安全に避難できる
ORIROハッチ式降下型避難支援装置

ORIROエスケープ With



車椅子に座ったまま、単独で避難可能。また、介護者と二人同時に避難もできます。
ORIROエスケープ同様、電気を使用していない為、停電時にも使用できる。



お問い合せは・・・・・

ORIRO オリロー株式会社
本　社　〒112-0001　東京都文京区白山 4-25-6
URL : https://www.oriro.co.jp　e-mail : oriro@oriro.co.jp

札幌支店	〒060-0008	北海道札幌市中央区北 8 条西 24-1-3 TEL. 011-640-7744　FAX. 011-615-8299
東北支店	〒983-0043	宮城県仙台市宮城野区萩野町 1-16-6 TEL. 022-208-7744　FAX. 022-208-7747
北関東支店	〒350-2201	埼玉県鶴ヶ島市富士見 4-28-35 アークパレス 1F TEL. 049-279-7744　FAX. 049-279-7745
東京支店	〒112-0001	東京都文京区白山 4-25-6 TEL. 03-3814-7744　FAX. 03-3813-2909
横浜支店	〒232-0061	神奈川県横浜市南区大岡 2-17-24 TEL. 045-277-7744　FAX. 045-277-7745
名古屋支店	〒453-0804	愛知県名古屋市中村区黄金通 1-3 ファンファーレ黄金 1F TEL. 052-352-7744　FAX. 052-352-7775
大阪支店	〒552-0007	大阪府大阪市港区弁天 2-14-24 TEL. 06-6572-7744　FAX. 06-6574-2994
九州支店	〒815-0031	福岡県福岡市南区清水 3-9-21 TEL. 092-551-7744　FAX. 092-511-6555
新潟営業所	〒959-0227	新潟県燕市粟生津山王 724 TEL. 0256-92-7744　FAX. 0256-92-4949
埼玉東営業所	〒336-0022	埼玉県さいたま市南区白幡 5-16-20 ビューロ MK1F TEL. 048-829-7400　FAX. 048-829-7410
千葉営業所	〒273-0033	千葉県船橋市本郷町 421-2 大塚ビル 1F TEL. 047-311-4470　FAX. 047-311-4474
東京西営業所	〒183-0022	東京都府中市宮西町 3-5-4　パークヒル 2F TEL. 042-319-0644　FAX. 042-319-0844
メンテナンス部	〒113-0001	東京都文京区白山 1-23-12 清水ハイツ 1F TEL. 03-3815-7744　FAX. 03-3815-7745
広島出張所 （九州支店管轄）	〒732-0052	広島県広島市東区光町1-11-5 チサンマンション広島506 TEL. 082-258-7220　FAX. 082-258-7221

●本製品は予告なく変更することがあります

製造元
ナカ工業株式会社
URL:http://naka-kogyo.co.jp

2026.07 改訂版

備えあれば 安心・安全ライフ **ORIRO**

ORIROハッチ式降下型避難機器

日本消防検定協会　合格品
特定機器評価（特定警報避難機器）
特評第262号

自立歩行ができれば、力を使わず避難できる
ORIROハッチ式降下型避難機器

ORIROエスケープ

収納ハッチ



降下架台



支柱ポスト



適応階高

タイプ	適応階高
3.0m	2750≦H≦3000
3.5m	3000≦H≦3500
4.0m	3500≦H≦4000
4.5m	4000≦H≦4500
5.0m	4500≦H≦5000
5.5m	5000≦H≦5500
6.0m	5500≦H≦6000



特長

① 電力を使用していない為、停電時でも使用可能

② 足元のペダルを踏むだけで降下する為、力を使わない

③ 自立歩行ができれば避難可能
乳幼児を抱えての避難も安全

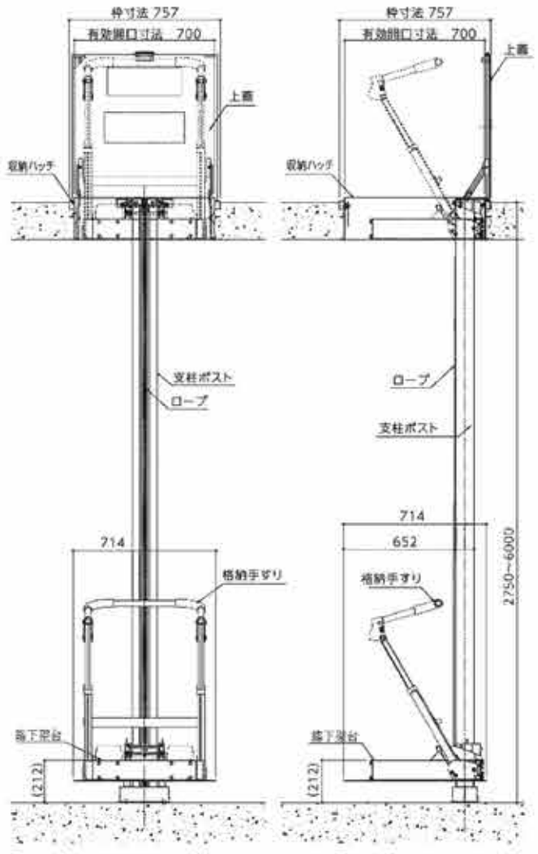





日本消防検定協会
特定機器評価取得済み
（特定警報避難機器）
特評第262号



- WBS 2015トレたま年間大賞
- ジャパン・レジリエンスアワード2018優秀賞
- 第20回国土技術開発賞入賞
- 平成30年度消防庁長官賞
- 2020年度グッドデザイン・ベスト100

⚠ 注意・本製品はエレベーターではありません。

本製品は避難器具として開発したものです。上階から下階へ避難する為のものでありホームエレベーターのように人や荷物を乗せて上昇するものではありません。

・設置については日本国内のみとなります。

※　避難器具の設置基準上、下地補強（建築施工）が必要になる場合があります。